

やむを得ない理由により技能実習を中断した場合の再開手続き改正に係る周知及び妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止の徹底について

注意喚起とお願いの通知がありました。

OTIT のサイトをご確認ください (<https://www.otit.go.jp/>)



◀ 技能実習生向け
リーフレット

実習実施者向け ▶
リーフレット



技能実習生受入れに関する行政処分について

監査部の中島実佑でございます。

今回は、行政処分の中の『不法滞在者の受入れ』についてお話しをさせていただきます。

厚生労働省が公表している最新のデータ（令和5年3月22日付）で21の実習実施者が行政処分を受けております。

その一例として、『不法滞在者の受入れ』がございます。在留期限が切れている・違法な手段での入国など、不法滞在も様々な理由がございますが、実習生が不法滞在者だと＜認知している＞＜していないに＞関わらず、技能実習を受け入れた場合、**行政処分の対象**となります。不法滞在がいかなる理由であっても、不法滞在者の受入れは認められません。**実習実施者は、行政処分（実習実施の許可・認定の取り消し）、実習生は強制帰国の対象**となります。

弊組合では、更新手続き漏れ等での不法滞在がないよう、実習生の在留期限をデータ上でしっかりと管理行っております。また、手続きに遅れがでないよう、在留期限の6ヶ月前までには、各実習生の進路決定を行うようお打ち合わせをさせていただいております。

実習実施者の皆様にも必要資料のご提出等、

依頼させていただくかと存じます。

実習生が安心して実習ができますよう、

ご協力の程よろしくお願いたします。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、

弊組合までお問合せください。



2023年3月号よりニュースレターのタイトルを変更いたしました。

『Asia Agri Times』には、ベトナムだけでなく、インドネシア・ミャンマーと受入れが多様化した今日、より広くより大きな架け橋となる情報誌でありたいという願いを込めております。

今後も更なる情報の充実を図って参りますので、よろしくお願い申し上げます。

4月入国の実習生

4月は7名の実習生が入国いたしました。
講習期間を経て順次鹿児島県内での実習が開始されます。
鹿児島の良い所をたくさん感じ、多くのことを学んでいただける
よう弊組合も尽力いたします。

- 配管 : 2名 (国籍: インドネシア)
- 型枠施工 : 2名 (国籍: インドネシア)
- コンクリート圧送施工 : 3名 (国籍: インドネシア)



実習生インタビュー



LO VAN NGON さん

会社名 株式会社三好冷暖房 様

職種 ダクト板金

Q1.日本の第一印象は？

交通がとても安全なことです。皆さんきちんと交通ルールを守っていますので、海外で生活している外国人の私は安心して、生活することができました。また、日本は、私のような外国人に、他の文化とはまったく違う独自の特徴を常に思い出させてくれます。この人々はとても文明的で、礼儀正しく、友好的で、広範です。

Q2.日本語の勉強方法は？

日本語は難しいですが、面白い言語だと思います。毎日1時間日本語を勉強しています。『みんなの日本語』の単語を覚えるために何度もノートに書きました。携帯のアプリで勉強しています。時々、過去の日本語試験問題をインターネットで検索して練習しました。日本語が少し上達するようになりました。

Q3.好きな日本食は？

私はたくさん日本料理を経験しました。日本の料理は美味しくて、私の口にととてもよく合います。一番好きな料理は鶏の唐揚げです。唐揚げは作りやすいので時々家で作ります。

機構日本語アプリの紹介

外国人技能実習機構ホームページに日本語教育アプリの紹介がされています。技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。

日本語を勉強をされる際の参考にご活用ください。

日本語教育アプリ
スマートフォン用日本語教育アプリ
「げんばのほんご」



アジアアグリ協同組合九州支部

TEL.099-295-6059

【受付時間】平日9:00~18:00

〒890-0046 鹿児島県鹿児島市西田2丁目2-18

HPはこちら /

